

国土交通省資料

高齢者等居住安定化推進事業の部門

一般部門

特定部門

普及の必要性が高い事業

ハード・ソフトにおいて先導性の高い取組

(例)

- ・先導性の高い高齢者等の住まいの新築・改築
- ・高齢者等の住まいに関する情報提供・相談業務
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取組

生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

※選定された事業の助成期間は3年間

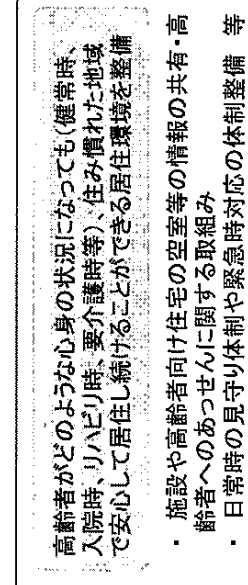
平成22年度予算案：160億円

一般部門

高齢者等の居住の安定確保を図るため、住宅に関する先導的な技術・システム等の導入や生活支援・介護サービス等が効果的・効果的に提供される住まづくり・まちづくりに関する取組みなどを支援(平成22年度より4年間限定)

- 建築工事費等 : 住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)、設計費(補助率:2/3)
- 技術の検証費 : 居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用(補助率:2/3)
- 情報提供及び普及費 : 選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等(補助率2/3)

提案イメージ 福祉施設、地域等との連携による高齢者が安心して暮らせる住まづくりのための取組み



高齢者がどのような身の状態になっても(健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備

- ・ 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあっせんに関する取組み
- ・ 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備等

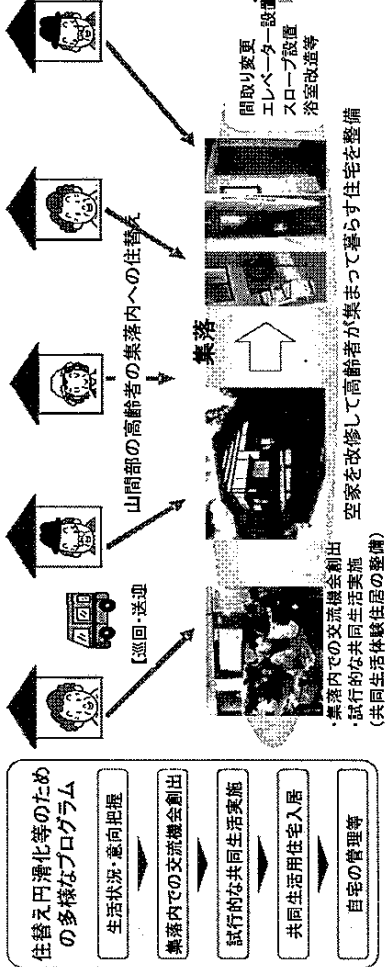
助成対象
高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)
見守り等の連携体制整備に係る経費(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

提案イメージ 高齢者の居住に関する地域固有の課題の解決を図るための取組み

課題
 中山間地域等では、過疎化、高齢化の進展により、要介護者の住居が点在しているため、訪問に多くの時間を要し採算がとれず、通所・訪問サービス事業への参入が進んでいない。

提案イメージ
 高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

- ・ 集落で集住することによる訪問介護サービス等の効率的な提供
- ・ 集落内で見守り確保、共同生活により相互扶助、集落における日常的な交流により介護予防



助成対象
住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)
空家の改修費(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

事業イメージ

<要件>

住宅の要件

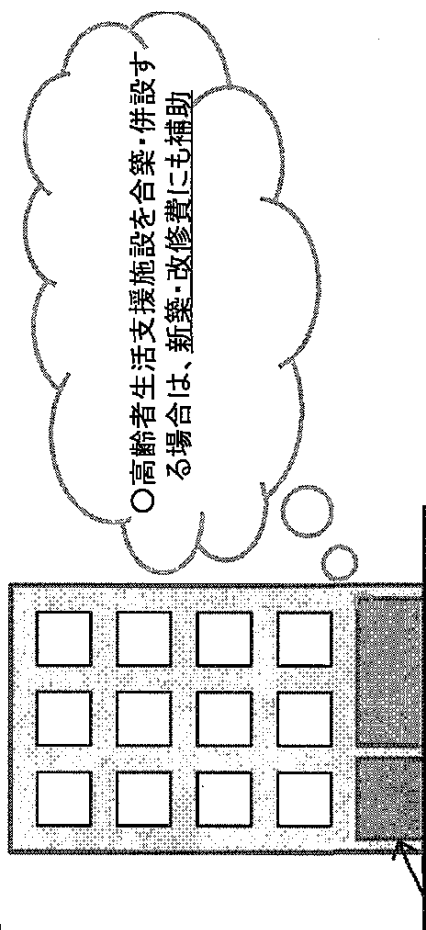
- 原則25㎡以上
※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する
場合は18㎡以上
- 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
- 原則3点以上のバリアフリー化
(手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)
※改修の場合であって物理的・経済的に困難な場合はこの限りではない。

サービスの要件

- 緊急通報及び安否確認サービス
- 次のいずれかの者が日中常駐していること
 - ・社会福祉法人、医療法人又は居宅介護サービス事業者の職員
 - ・ヘルパー2級以上の資格を有する者
- 上記の者が常駐するために必要なスペースを設けること

その他の要件

- 原則高齢者専用賃貸住宅として10年以上登録すること
- 高齢者居住安定確保計画等地方公共団体との整合等を地方公共団体が確認したものを



○高齢者生活支援施設を合築・併設する場合は、新築・改修費にも補助

<補助率>

住宅：

- 新築1/10(上限 100万円/戸)
 - 改修1/3(上限 100万円/戸)
- 高齢者生活支援施設：
- 新築1/10(上限1,000万円/施設)
 - 改修1/3(上限1,000万円/施設)

ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

事業イメージ

国
補助金交付事務を実施する者

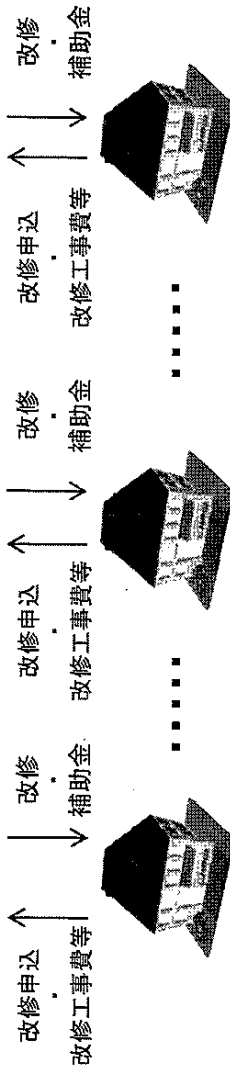
補助金交付申請



補助金交付

住宅改修グループ

〔 ケアの専門家と設計者・工務店等の連携体制が整備されること
 ○ 研修、情報提供、普及啓発、アセスメント等
 (補助率2/3(上限1,000万円/グループ・年))
 ○ 個々の住宅の改修
 (補助率1/2(上限 200万円/戸)) 〕



住宅改修グループのイメージ

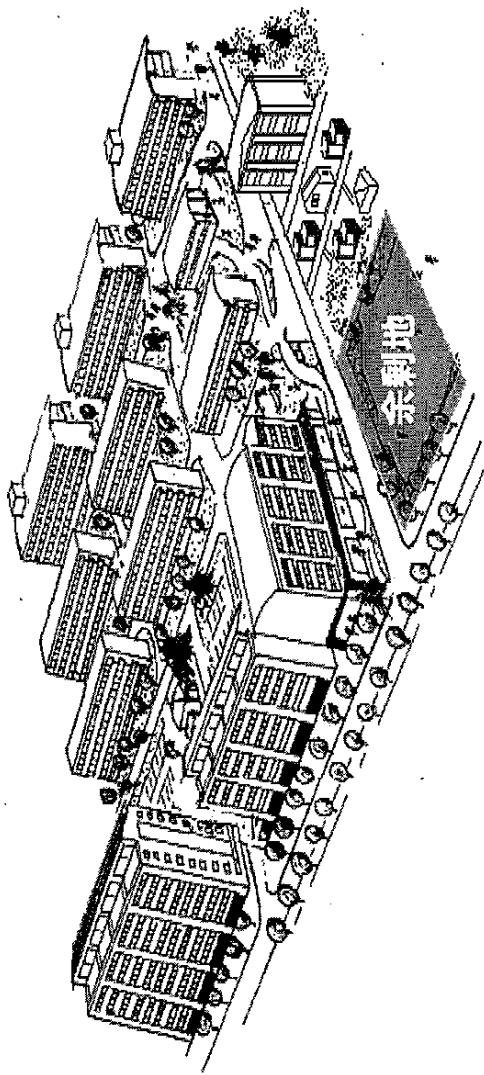
- [1] リハビリテーション機能を有する医療機関、介護保険施設等と地域の設計者・工務店等により構成されるもの
- [2] 地方公共団体の関与のもとに設置された協議会等でケアの専門家や設計者、工務店等で構成されるもの
- [3] その他、ケアに係わる福祉等の関係者及び地域の設計者又は工務店等の建築関係者により構成されるもの

住宅改修の対象となる住宅

次に掲げる者が居住する住宅

- [1] 要介護認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門



<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備すること
- 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
- 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

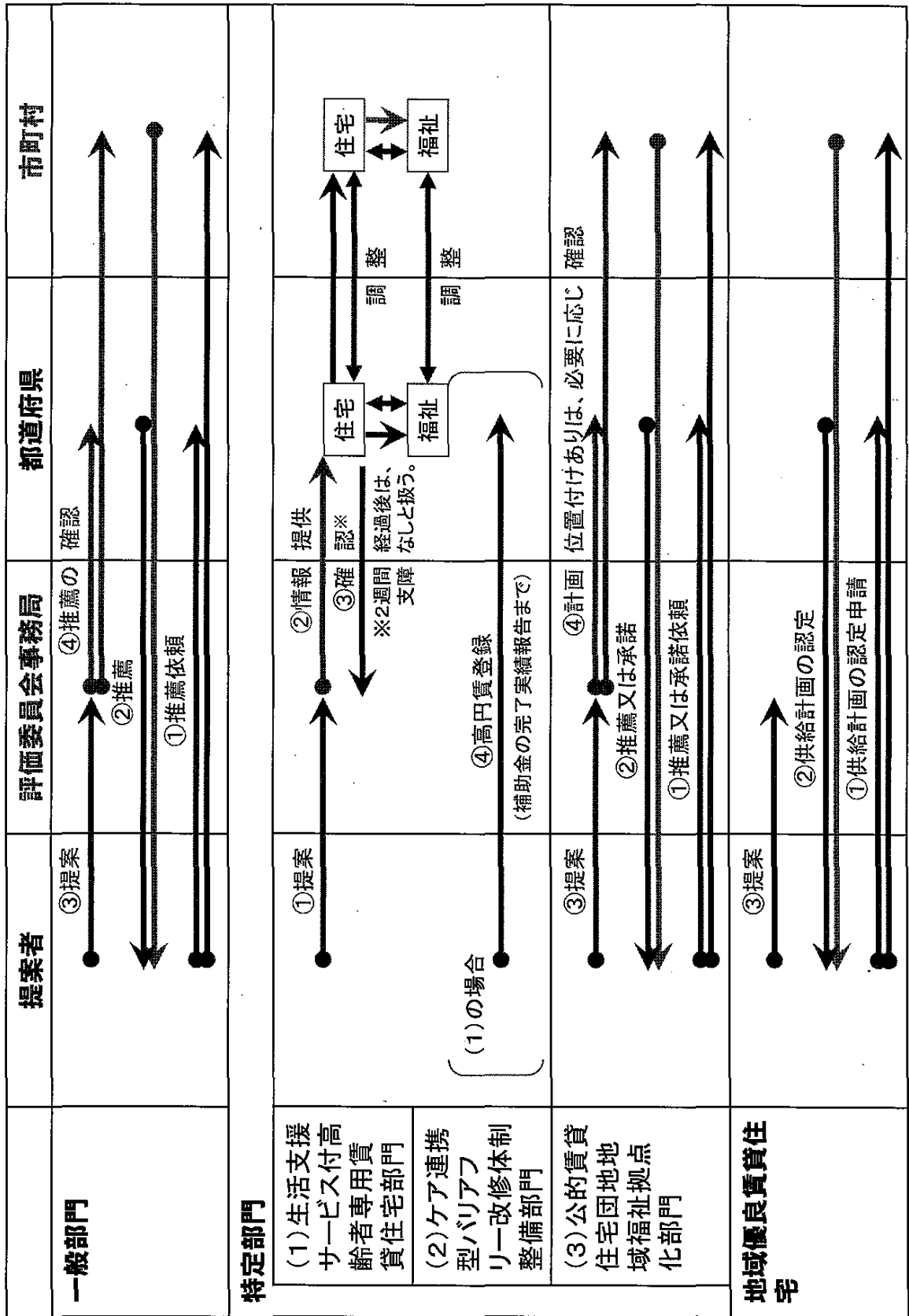
<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

<補助率>

- 高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
 - 新築1/10(上限1,000万円/施設)
 - 改修1/3(上限1,000万円/施設)
- ※ただし、高齢者居住安定確保計画に位置づけられる高齢者・障害者・子育て生活支援施設については、補助率を45%/補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする
- 高齢者専用賃貸住宅
 - 新築1/10(上限100万円/戸)
 - 改修1/3(上限100万円/戸)

高齢者等居住安定化推進事業の提案に関する手続きの流れ



熊本県営健軍団地（熊本県熊本市）

公営住宅団地の建替えにあたり、地域の小規模多機能拠点となる施設☆
 （子育て、高齢者、障害者等の共生と交流の場）を併設した。

構造規模
 施設特徴

：SRC造9階（一部7階）建て・1棟

：公営住宅50戸

※引戸、腰掛ベンチの設置など、ユニバーサルデザインに配慮

1階に福祉施設を併設

※子育て支援のプレイルーム、高齢者・障害者が通えるデイルーム、
 地域の人々との交流スペースなど☆

住戸面積
 家賃
 建設年度

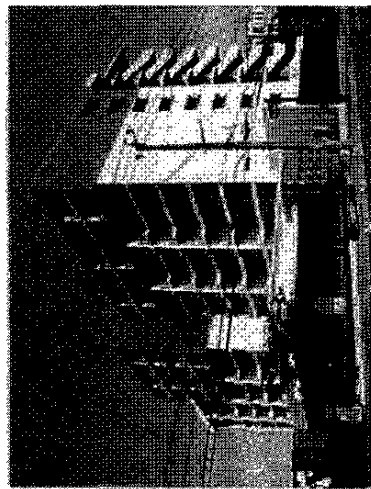
：54～72.9㎡

：26000～92000円／月

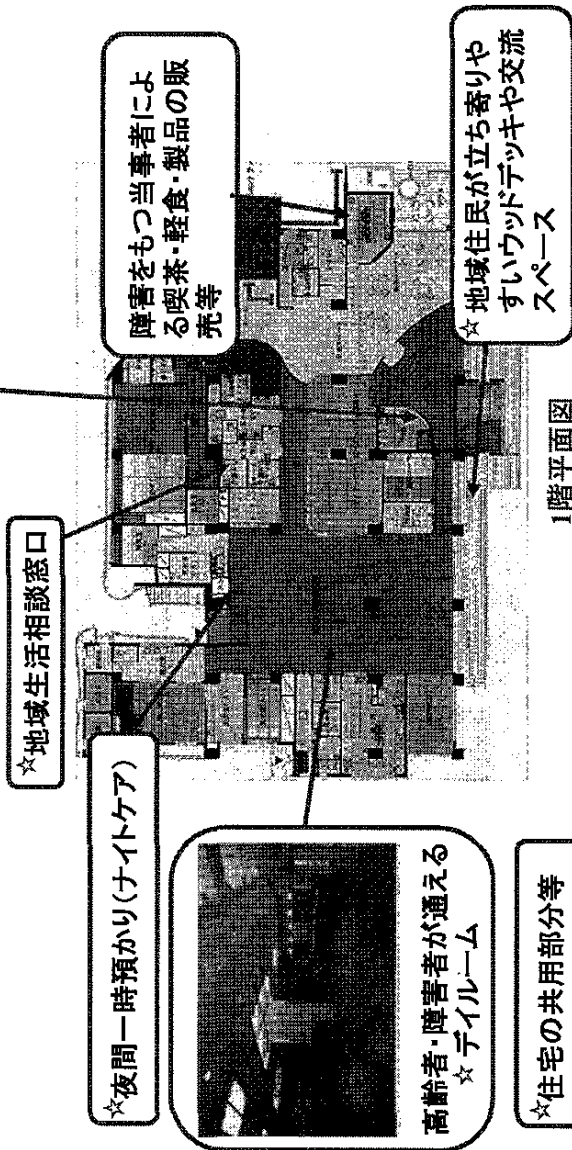
：H15～16年度（本体）、H17年度（外構）



☆子育て支援のプレイルーム



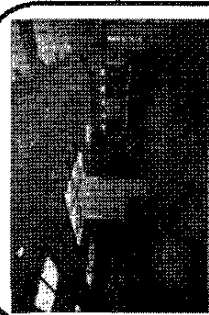
外観写真



1階平面図

☆地域生活相談窓口

☆夜間一時預かり（ナイトケア）



高齢者・障害者が通える
 ☆デイルーム

障害をもつ当事者による
 喫茶・軽食・製品の販
 売等

☆地域住民が立ち寄りや
 すいウツドデッキや交流
 スペース

☆住宅の共用部分等

☆加齢対応構造等

☆：高齢者等居住安定化推進事業の補助対象となりうる部分

高齢者等居住安定化推進事業のスケジュール等

スケジュール(予定)

平成22年2月	実施方針やスケジュールに関する関係事業者への周知
平成22年3月	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の公募の開始(3月5日) 事業説明会の開催(3月8日～全国7都市)
平成22年4月	高齢者等居住安定化推進事業の提出期間(4月5日(月)～4月23日(金))
平成22年6月頃	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の事業選定

※8月目途に第2回公募を開始予定

留意事項等

- ※ 本事業の実施は、平成22年度予算成立が前提
- ※ 質問事項については、とりまとめの上提出していただければ、まとめて回答
- ※ 提案の提出先等は国土交通省ホームページにおいて周知

説明会開催の詳細な日程及び参加申込書等

高齢者等居住安定化推進事業専用サイト: <http://www.koujuuzai-model.jp/>